

令和2年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	[欠員]
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君
19番	中川原 隆雄 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第15号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第16号 令和2年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 舛 沢 実 君

事務局次長 赤 坂 和 浩 君

総務班長
主 幹

黒 沢 満 尋 君
川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第3回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はあらかじめお手元に配付してありますとおります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、3番 時田宏委員と 14番 北村勉委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

事務局（黒沢） 2月27日の農業経営改善計画認定審査会に出席いたしまして、今回認定された方は5人です。

更新が1人で新規が1人となっております。

地区別では、上市川地区が2名、石沢地区が1名、中市地区が1

名、又重地区が1名の合計5名となります。 以上です。

議 長（岩井） その他、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の通知書について説明いたします。
今月の通知は3件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は、大字切谷内字長屋、田、計3筆、面積は●●m²です。

解約の理由は、平成15年頃に農地を返還したが、事務局に届け出がなく両者の農地基本台帳に記載されていたため、合意解約により農地基本台帳から削除するものです。

2番の農地の所在は、字上新井田、田、計3筆、面積は●●m²です。解約理由は、賃借人が規模縮小するためです。

3番の農地の所在は、大字倉石石沢字駒袋●●、畑、面積は●●m²の内●●m²です。

解約理由は、賃借人が規模縮小するためです。

以上です。

議 長（岩井） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。
特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第5号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の2ページ、報告第5号と参考資料の9ページをご覧ください
令和2年2月18日付け、日記第48号の農地の転用事実に関する照会書について、3月3日に農業委員3人と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。
農地の所在は大字上市川字畑田●●、面積は合計●●㎡、現況地目を宅地と判断いたしまして報告しました。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。
特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、5番 佐々木一榮委員と15番 柏田雅俊委員です。調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明いたします。議案書の3ページ、参考資料の13ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1議案2件です。
1番、2番ともに贈与による所有権移転に関する件です。
1番の農地の所在は、大字切谷内字菖蒲川上谷地、田、面積は●●㎡です。

2番の農地の所在は、大字倉石又重字森ノ上ミ、字森田下タ、田、計2筆、面積は●●㎡です。

1番、2番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・経営の安定化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して佐々木一榮委員から調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木一榮調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の3ページ議案第12号と参考資料の13ページをご覧ください。3月3日に岩井会長と柏田雅俊委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は義理の親子で、以前は同居し譲渡人は農業に従事していましたが、現在は別に居住し農業にも従事していないため、譲受人より申し出があり、農地を贈与するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢になってきたことから申し出をして、譲受人へ所有する農地を贈与するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の 4 ページ、議案 13 号と参考資料の 17 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です
農地の所在は字中ノ沢●●、地目は畑、面積は●●m²、転用目的は車庫兼物置建築するための宅地拡張になります。
農地区分は第 1 種農地と判断します。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して柏田雅俊委員から調査結果の報告をお願いいたします。

柏田雅俊調査委員 農地法第 5 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 4 ページ議案第 13 号と参考資料の 17 ページをご覧ください。3 月 3 日に岩井会長と佐々木一榮委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、6 人家族で既存の物置及び駐車場が手狭となり、また来客用の駐車場がなく、宅地北側の私道に駐車することがあり、通行人に迷惑をかけることもあるため、自己所有の宅地に隣接する申請地を伯父から贈与を受け、車庫兼物置を建築するものです。

申請地は第 1 種農地ですが不許可の例外で、既存施設の 2 分の 1 の拡張となっており、北側が自己所有の宅地、東側と南側が畑で西側は住宅です。隣接農地所有者の承諾書が添付されており、農業生産及び公衆衛生に支障の無いよう処置し汚水等は発生せず、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 13 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議長（岩井） 次に、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第 14 号の 1 番については、●●●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（●●●●委員 退席）

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の 5 ページ、議案第 14 号をご覧ください。
五戸町長より令和 2 年 2 月 25 日付け、五農林第 428 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 18 件で合計面積は●●
m²です。

1 番の農地の所在は大字豊間内字大沢前、地目は田が 2 筆、面積は合計●●m²、10 年間の賃貸借で賃借料は 10 a あたり●●です。

以上です

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 14 号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 14 号 1 番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●●●委員を入室させて下さい。

（●●●●委員 入室・着席）

議長（岩井） 次に議案第 14 号 2-1 番から 2-2 番については、●●●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（●●●●委員 退席）

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 説明いたします。

2-1 の農地の所在は大字倉石又重字古川代、田 1 筆、面積は●●
㎡、5 年間の賃貸借で賃借料は 10 a あたり●●円です。

2-2 の農地の所在は大字倉石又重字天神前の田が 2 筆、面積は合計●●㎡、5 年間の賃貸借、賃借料は 10 a あたり●●円です。

以上です

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 14 号 2-1 番から 2-2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第14号2-1番から2-2番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●●●委員を入室させて下さい。

(●●●●委員 入室・着席)

議長(岩井) 引き続き、議案第14号3番から説明をお願いします

事務局(黒沢) 説明いたします。

3番の農地の所在は大字切谷内字館ノ谷地が2筆、字免内下谷地
が1筆、地目は田、面積は合計●●m²、8年間の賃貸借、賃借料
は10aあたり●●です。

4番の農地の所在は大字切谷内字菖蒲川後の田が1筆、面積は
●●m²、5年間の使用貸借です。

5番の農地の所在は字上新井田前の田が4筆、面積は合計●●
m²、5年間の賃貸借、賃貸借は水利費です。

6番の農地の所在は字中ノ沢の畑が2筆、面積は合計●●m²、
10年間の賃貸借で、賃借料は年●●円です。

7-1番の農地の所在は大字豊間内字地蔵平、地目は畑、面積は
●●m²、3年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。

7-2番の農地の所在は大字豊間内字熊戸、畑が2筆、面積は合
計●●m²、3年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。

8番の農地の所在は大字豊間内字地蔵平地目は畑、面積は●●
m²、3年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。

9-1番の農地の所在は大字豊間内字地蔵平、地目畑、面積は
●●m²、3年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。

9-2番の農地の所在は大字豊間内字熊戸、五ヶ久保、高寺、高
寺前、地蔵平になります。地目は畑が5筆、面積は●●m²。田が2
筆、面積は●●m²、7筆合計●●m²で3年間の使用貸借です。

10番の農地の所在は大字倉石石沢の畑が1筆、面積は●●m²、
5年間の賃貸借、賃借料は年●●円です。

11番の農地の所在は大字倉石中市字清三久保の畑が6筆、面積は
合計●●m²、5年間の賃借料は年●●円です。

12番の農地の所在は大字倉石中市字下屋敷、地目は畑面積は●●

m²、3年間の賃貸借で賃借料は年●●円です。

13-1番と13-2番は大字倉石中市字栗ノ木の樹園地になります。
13-1は2筆合計●●m²、13-2は2筆合計●●m²、どちらも3年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

14番の農地の所在は大字倉石又重字中崎、地目は畑、面積は●●m²、4年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（鳥谷部） 賃借料は振り分けで10aあたりとか、全部とかあるのか。

事務局（黒沢） いいえ、たとえば●●円とか●●円というのは、10aあたりというのではなく、その面積全体で1年間の金額となります。

13番（鳥谷部） 全部で。

事務局（黒沢） はい、そうです。

8番（竹原） 今の鳥谷部さんの質問と類似しますが、7ページの7-2でここは1反歩あたり●●円というのか。

事務局（黒沢） いいえ、1反歩ではなく1年間です。

8番（竹原） 全部でか、わかった。
6ページの4番でここは賃借料はなしか。

事務局（黒沢） はい、使用貸借です。

8番（竹原） 9ページの10番と11番で、●●円というのは面積が固まっているからかな。

事務局（黒沢） はい、面積が●●を超えていますので、年間で●●円になるかと思っております。

8 番（竹原） 町の台地の貸付はなんぼだった。

事務局（黒沢） 10 a あたり●●円です。畑に関しては区分がありません。

19 番（中川原） 確認でございます。田んぼの使用料なんですが、水利費というのがあってみたり、額的に 10 a あたり●●円とか、たとえばですよ、極端に差がある。それは様々な理由があると思うのですが、ただそこで、水利費の関係、水利費を負担する、水利費だけを負担するというものの中にはございました。これは他の部分はどうなっているか。その水利費が含んでいるのか、それとも受ける人が水利費が別負担になっているのか、そこがわかっただけで説明していただけますか。

事務局（黒沢） 水利費に関しては、6 ページ 5 番で水利費の支払いとあればわかるのですが、その他田んぼを借りて例えば 1 反歩あたり●●円とか●●ではらうとか、そのような方については水利費がどちらかが払うというのは把握しておりません。これからは確認していきたいと思います。

19 番（中川原） 今後の問題として、こうふうに具体的に水利費といっても例えば中市筒口はなんぼなのか私はわかりません。できるだけその金額を入れた方がよろしいかと思えます。今後の問題として、異議がある訳ではございませんから、ただ水利費の問題とか維持管理費の問題、ついででございますから水義日夫で出て共同作業をする、そういう風な部分もあるそうでございますから、そこらへんももう少し吟味して決めていただきたいなと思えましたので、よろしく申し上げます。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 14 号 3 番からについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 14 号 3 番からは原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 15 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) 議案書の 12 ページ、議案第 15 号と参考資料の 31 ページをご覧下さい。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 4 件です。

1 番の字大学沢向の畑 1 筆について、令和 2 年 2 月 14 日土地所有者から、40 年以上前から耕作しておらず、自然荒廃しているため非農地としたいとの申し出があった土地です。

2 番から 4 番については、植林の追認申請で令和元年 7 月の総会で農振除外許可相当とした案件です。農林課が県構造政策課で協議した結果、農振除外申請を取り下げし、非農地判断で処理すべきであると指導を受けたものです。

2 番の字小渡の畑 1 筆は、亡くなった父が昭和 53 年 5 月に杉を植林した畑を現所有者が相続し平成 30 年 10 月に伐採したが、切株があり農地への復元が困難である土地です。

3 番の大字扇田字大沢の畑 3 筆は、亡くなった父が平成 16 年 6 月にスギを植林した土地を現所有者が相続したものです。

4 番の大字浅水字狼子沢の畑 4 筆は、亡くなった夫が平成 10 年 6 月にスギを植林した土地を現所有者が相続したものです。

令和 2 年 3 月 3 日の農地調査会で確認した結果、農地法の運用について第 4 の (4) に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。9 筆、●●m²でございます。

以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7 番（中里） 非農地区分ということへの変更だと思うんですが、山林で周りが山林、地目変更ではないということですか。

事務局（赤坂） こちらではまず、現況主義で現況を山林原野へ変えますけども、その後非農地通知により本人が法務局へ登記の申請を地目変更の申請をすることになっていますので、それをやれば登記の方も地目変更になります。

7 番（中里） ということは、以前に出ていた始末書というか、言葉は必要ないということですか。

事務局（赤坂） 始末書は必要はないです。

7 番（中里） 自分でやった時は必要か。これは法務局から来たのだから。

事務局（赤坂） これは法務局から来たのではなく、本人からの申し出で後は農林課に農振除外が上がったのを県と協議したら、非農地判断でやって下さいとしたものです。

7 番（中里） 相続でも始末書を書いている人がいるかなと。

事務局（赤坂） それは転用とか農振除外の場合は、周りの所有者の承諾書とか、やってしまったものについては始末書とか付けることになっています。ちなみに農振除外で非農地判断をするようになったものについては農振除外の申請の段階で始末書は付いてきます。

17番（鳥谷部） 現在ののがこれがどうなっているか説明したらいいのでは。

議長（岩井） ここで暫時休憩いたします。

（休憩）

議長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいでしょうか。それでは採決いたします。
議案第 15 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 15 号は非農地と判断することに決
定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第 16 号「令和 2 年度五戸町農作業労働賃金等標準
額の設定について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) 議案書の 14 ページ、議案第 16 号をご覧ください。
令和 2 年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定についてでござい
ます。
町立公民館において、2 月 28 日に五戸町と新郷村の農業委員会会長、
職務代理、事務局で標準額改定の打合せ会を行いました。
15 ページをご覧ください。
青森県最低賃金が令和元年 10 月 4 日から●●円となり、昨年より
●●円引き上げになったことから、水田、畑作、果樹の 8 時間当た
りの賃金を●●円から●●円に引き上げました。
果樹のせん定につきましては、●●円で前年と同額です。
農業機械利用料につきまして、五戸町の水田を作業受託している
隣接市の農家から五戸町の標準額が低いとの指摘があり、他市町村
の動向を踏まえ、前年金額から、畦ぬり●●円、代かき●●円、田
植え●●円、刈取コンバイン結束付●●円、結束なし●●円の増額
で設定いたしました。
その他の標準額は前年と同額としております。
説明は以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和 2 年第 3 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年3月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員